

伊丹市犯罪被害者等の支援に関する条例（平成30年伊丹市条例第51号）

（目的）

第1条 この条例は，犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき，本市における犯罪被害者等に対する支援に関し基本理念を定め，市，市民及び事業者の責務を明らかにするとともに，犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項を定めることにより，犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減に向けた取組の推進並びに犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り，もって市民が安全に安心して暮らせるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者 犯罪等により害を被った者をいう。
- (3) 犯罪被害者等 犯罪被害者及びその家族又は遺族をいう。
- (4) 特定犯罪被害 特定犯罪行為（日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪にあたる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文，第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし，同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）以下同じ。）による死亡又は重傷病（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第2条第5項に規定する重傷病をいう。以下同じ。）をいい，特定犯罪行為の時又はその直後における心身の被害であって，その後の死亡又は重傷病の原因となり得るものを含む。

- (5) 特定犯罪被害者 特定犯罪行為により害を被った者で当該特定犯罪行為により害を被った時に市民であったものをいう。
- (6) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定により、本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (7) 関係機関等 国，都道府県その他の地方公共団体及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他のものをいう。
- (8) 二次的被害 犯罪等により犯罪被害者が直接害を被った後に、周囲の人々のうわさ若しくは中傷又はマスメディアの報道等により犯罪被害者等が正当な理由なく受ける経済的な損失，精神的な苦痛，心身の不調，プライバシーの侵害その他の犯罪等による二次的な被害をいう。

（基本理念）

第3条 犯罪被害者等への支援は，犯罪被害者等が犯罪等による被害を受けた時から再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間，被害の状況及び原因，犯罪被害者等が置かれている状況等に応じ，途切れることなく行われなければならない。

2 犯罪被害者等への支援は，犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害すること並びに二次的被害を生じさせることのないよう，犯罪被害者等に関する個人情報の適正な取扱いについて十分に配慮して行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は，前条の基本理念にのっとり，関係機関等と連携し，犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し，実施するものとする。

2 市は，犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施されるよう，犯罪被害者等の支援に係る体制の整備に努めるものとする。

（市民及び事業者の責務）

第5条 市民及び事業者（以下「市民等」という。）は，第3条の基本理念にのっとり，犯罪被害者等を地域社会で支え合う重要性についての理解を深め，二次的被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに，市及び関係機関等が行う犯罪被害者等

への支援に協力するよう努めるものとする。

- 2 犯罪被害者等を雇用する事業者は，犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続（以下「刑事手続」という。）に適切に関与することができるよう，その就労及び勤務について，十分に配慮するよう努めるものとする。

（相談及び情報の提供等）

第6条 市は，犯罪被害者等が直面している様々な問題について，相談に応じ，必要な情報の提供及び助言を行うとともに，関係機関等との連絡調整を行うものとする。

- 2 市は，前項の規定による支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

（日常生活の支援）

第7条 市は，特定犯罪被害により日常生活を営むことについて支障がある特定犯罪被害者及びその遺族（特定犯罪行為により害を被った時に市民であった者に限る。以下同じ。）に対して，家事に関する支援及び保育に要する費用の補助その他の日常生活を営むために必要な支援を行うものとする。

（居住の安定）

第8条 市は，特定犯罪被害により従前の住居に居住することが困難となった特定犯罪被害者及びその遺族に対して，転居するために要する費用及び家賃の補助その他の居住の安定を図るために必要な支援を行うものとする。

（支援金の支給）

第9条 市は，特定犯罪被害者及びその遺族が，日常生活を円滑に営むことができるよう，これらの者に対して，一時的な生活資金としての支援金の支給を行うものとする。

（市民等の理解の促進）

第10条 市は，広報活動，啓発活動等を通じて，犯罪被害者等が置かれている状況及び刑事手続に適切に関与すること並びに犯罪被害者等に対する二次的被害の発生防止への配慮の重要性につい

て、市民等の理解を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第 1 1 条 市は、犯罪被害者等への支援の充実を図るため、相談、助言及び情報提供並びに犯罪被害者等の支援を担う人材の養成及び資質の向上のために必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第 1 2 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 0 条及び第 1 1 条の規定は、公布の日から施行する。

(適用)

2 第 7 条から第 9 条までの規定は、この条例の公布の日以後に生じた特定犯罪被害について適用する。